

大阪府道路交通規則(昭和35年12月20日公安委員会規則第9号) の改正について (令和2年8月1日施行)

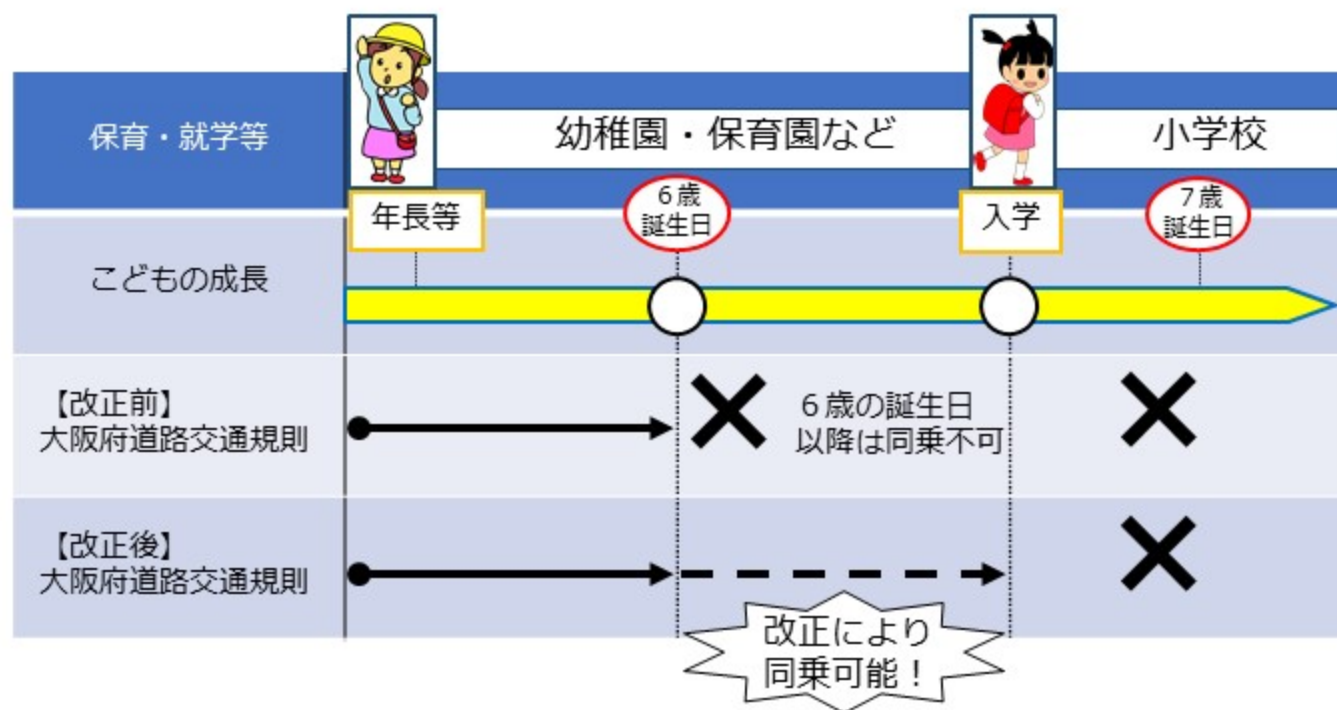
チェック!

幼稚園等の送迎に自転車を利用される保護者の方が

小学校入学までの間、こどもを幼児用座席に乗せることが可能に！

自転車の幼児用座席に乗車させる年齢制限を

「6歳未満の者」から「未就学児(小学校就学の式に達するまでの者)」に改正



【注意点】

- 大人もこどももヘルメットを着用しましょう。
- 幼児用座席には、製品ごとに体重の上限や目安身長が定められていますので、使用前に確認しましょう。

一般財団法人製品安全協会
「自転車用幼児用座席のSG基準」(R8.5現在)

【前形】

- ・ 体重15kg以下
- ・ 年齢1歳以上4歳未満
- ・ 目安身長100cm以下



【後形】

- ・ 体重24kg以下
- ・ 年齢1歳以上の小学校就学の始期に達するまでの者
- ・ 目安身長120cm以下